

公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー」登録等要領

(目的)

第1 公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）は、県内企業の海外展開に向けた取組を後押しすることを目的に設置する「海外ビジネスパートナー（以下「ビジネスパートナー）」の登録等に関する必要事項を定める。

(支援パートナー名簿の備付)

第2 産振構理事長は、「ビジネスパートナー」の活用による海外展開支援を行うため、ビジネスパートナー名簿（以下「名簿」という。）を調製する。

2 名簿に登録するビジネスパートナーは、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる要件に該当する者で、産振構理事長が適当と認めるもの

① 食品輸出強化支援

- ア 中国への食品関係の販路開拓に伴い生じるあらゆる相談に対応できる専門的なノウハウを有していること
- イ 中国への食品関係の販路開拓に係る支援実績を有していること
- ウ 同様の取組を行う他の自治体関係の支援実績を有していること
- エ 中国全土(特に華南・華東地区)における食品関係バイヤー等とのネットワークを有していること
- オ 食品関係市場の情報収集・分析能力を有していること

② その他相談対応

- ア 海外展開に伴い生じるあらゆる相談（食品関係の販路開拓以外）に対応できる専門的なノウハウを有していること
- イ 海外ビジネス展開に係る支援実績を有していること
- ウ 海外ビジネス展開に係る同様の取組を行う他の自治体や公的機関関係の支援実績を有していること
- エ 中国については、特に華南・華東地区)における食品関係バイヤー等とのネットワークを有していること
- オ あらゆる分野の情報収集・分析能力を有していること

(2) 名簿に登録するビジネスパートナーは、特別の資格を有することは、絶対条件としないが、次の業務のいずれかの履行実績やノウハウ等を有していることを求めることとする。

履行実績やノウハウを必要とする業務	ア 海外進出支援業務 イ 海外販路開拓支援 ウ マーケティング・市場調査 エ 会計・税務コンサルティング オ 労務・人事コンサルティング
-------------------	--

	カ 経営コンサルティング
	キ 法律相談
	ク 商標調査・登録業務（知的財産関係）
	ケ 撤退相談
	コ 現地情報の収集・分析
	サ その他海外事業コンサルティング

3 名簿には、次の事項を記載する。

- (1) 氏名
- (2) 住所・連絡先等
- (3) 専門分野
- (4) 公的資格等

（登録要件）

第3 「ビジネスパートナー」は、中国への海外展開に係る支援実績を有し、かつ、県内企業の海外展開を後押しすることに意欲を持つ民間事業者又は個人で、産振構理事長からの委嘱依頼を承諾した者を登録する。

（登録手続き）

第4 産振構理事長は、産振構ホームページ内に「ビジネスパートナー」の登録支援や役割など登録に関する基本事項を「ビジネスパートナー」への登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）に対して、周知する。

2 登録希望者は、前項の規定により明示された内容を確認し、「ビジネスパートナー」への登録を希望する場合、別記様式1号の「海外ビジネスパートナー登録申請書（以下「登録申請書」という。）」を作成し、産振構理事長に提出する。

3 産振構理事長は、前号の規定により提出された登録申請書の内容を確認・審査のうえ、委嘱することを決定した場合は、別記様式2号の「海外ビジネスサポーター委嘱依頼書」を登録希望者に送付する。

4 登録希望者は、委嘱依頼を承諾する場合は、別記様式3号の「ビジネスパートナー承諾書（兼）登録依頼書（以下「承諾書（兼）登録依頼書」という。）」を産振構理事長へ提出する。

5 前項の規定により提出された承諾書（兼）登録依頼書を受理した産振構理事長は、登録希望者に対し、別記様式4号の委嘱状を交付するとともに、名簿への登載を行う。

（名簿登録の有効期間）

第5 名簿の有効期間は、登録した日の属する事業年度から翌々年度の末日までとする。ただし、ビジネスパートナーから有効期間満了日までに名簿登録削除の申し出がなかった場合は、第7の規定する場合を除き、更に1年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（禁止行為）

第6 名簿に登録された者は、次の行為をしてはならない。

- (1) 産振構の名誉を毀損し、信用を傷つけ、又は利益を害すること
- (2) 産振構が依頼した業務に関連して知り得た産振構、その他の者の秘密を、名簿登録有効期間中又は名簿登録を削除した後において、他に漏らすこと
- (3) 産振構が依頼した業務に関連して、産振構以外の者から不当な給付を収受すること
- (4) 産振構が依頼した業務の実施上必要がある場合のほか、みだりに産振構の名称や「ビジネスパートナー」被登録者たる肩書を使用すること

(登録の削除)

第7 産振構理事長は、名簿に登録された者が次の各号の一に該当することになったときは、名簿から削除するものとする。

- (1) 第6に定める禁止行為をしたとき
- (2) 正当な理由なく産振構の協力依頼に応じないとき
- (3) 本人から名簿削除の申出があったとき
- (4) 支援パートナー本人が死亡したとき
- (5) 産振構理事長が不相当と認めたとき

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

(様式1号)

令和 年 月 日

海外ビジネスパートナー登録申請書

公益財団法人ひろしま産業振興機構 理事長 様

(国際ビジネス支援センター)

「公益財団法人ひろしま産業振興機構海外ビジネスパートナー登録等要領」を了承のうえ、
「海外ビジネスパートナー」への登録を申請します。

① 企業名	(電 話) (企業 URL)		
② 住所	〒 -		
③ 氏名 (ふりがな)	(電 話) (Eメール)		
④ 生年月日	S・H 年 月 日 (歳)	⑤性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
⑥ 公的資格等			
⑦ 専門領域			
⑧ 支援実績			

⑨ 他の機関での支援 実績	
⑩ 自己PR・意欲	(企業へのメッセージ)
⑪ 行動計画	(目標) (どういった支援を行うのか)

(様式2号)

令和 年 月 日

様

財団法人ひろしま産業振興機構理事長
(国際ビジネス支援センター)

「海外ビジネスパートナー」の委嘱について (依頼)

令和 年 月 日付けで申請のあった「海外ビジネスパートナー」について、公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー」の活用による海外展開支援実施要領第5の規定に基づき審査した結果、あなたを下記のとおり、「海外ビジネスパートナー」として委嘱することとなりました。

ついては、委嘱についてご承諾いただける場合は、様式第3号の「承諾書兼登録依頼書」を提出してください。

記

委嘱する職名 「海外ビジネスパートナー」

(委嘱内容)

<input type="checkbox"/>	海外ビジネスコーディネーター	
<input type="checkbox"/>	海外ビジネスアドバイザー	(専門領域を記載)

(様式 3 号)

令和 年 月 日

海外ビジネスパートナー承諾書(兼)登録依頼書

公益財団法人ひろしま産業振興機構 理事長 様
(国際ビジネス支援センター)

令和 年 月 日付けで依頼のあった「海外ビジネスパートナー」の委嘱について、
「公益財団法人ひろしま産業振興機構海外ビジネスパートナー登録等要領」を了承のうえ、
承諾するとともに、「海外ビジネスパートナー名簿」への登録を依頼します。

⑤ 企業名	(電 話) (企業 URL)		
⑥ 住所	〒 -		
⑦ 氏名 (ふりがな)	(電 話) (Eメール)		
⑧ 生年月日	S・H 年 月 日 (歳)	⑤性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
⑫ 公的資格等			
⑬ 専門領域			

⑭ 支援実績	
⑮ 他の機関での支援実績	
⑯ 自己PR・意欲	(企業へのメッセージ)
⑰ 行動計画	(目標) (どういった支援を行うのか)

(様式4号)

委嘱状

様

あなたを、公益財団法人ひろしま産業振興機構「海外ビジネスパートナー登録要領」に基づき、下記のとおり、広島県内企業の海外ビジネス展開を後押しする「海外ビジネスパートナー」に委嘱します。

記

委嘱する職名 「海外ビジネスパートナー」

(委嘱内容)

<input type="checkbox"/>	海外ビジネスコーディネーター	
<input type="checkbox"/>	海外ビジネスアドバイザー	(専門領域)

有効期間

登録日から令和 年 月 日

(登録した日の属する事業年度の翌々年度の末日まで)

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構

理事長 池田 晃治